

## 防犯カメラの管理と活用について

平成14年には本県の犯罪認知件数は16万件に達し、犯罪率では全国ワースト2位という状況になった。その後、犯罪認知件数は平成15年から減少に転じ、犯罪率も全国ワースト7位まで回復してきたが、治安が良いとされた昭和40～50年代と比較すると、犯罪認知件数は依然として約2倍という高原状態にある。これまで、県においては警察官の増員や交番の再編等を行い、警察力の強化が図られるとともに、地域においては自主的な防犯活動の取組が急速に進められてきている。また、防犯カメラの普及も進んでいる。

今回、県が実施した民間施設等における防犯カメラの設置状況調査（以下「民間施設等調査」という。）においても、79%の施設において防犯カメラが設置されているという調査結果が出ている。

さらに、防犯カメラに対する県民意識について、県政モニターに対するアンケートによるとその回答者のうち97%の方が防犯カメラの設置が有効であると考えている。

しかしながら、防犯カメラを設置すべきであると回答した方の半数がプライバシーの保護などその運用に配慮するように求めている。また、過去には防犯カメラの設置がプライバシーを侵害するとして争われた判例もある。

このことから、検討会議では防犯カメラの設置の促進とプライバシーとの調和を図るため、「防犯カメラは犯罪防止に有効か」「防犯カメラの設置運用の課題はなにか」「どのように活用すればよいか」という視点から検討を行った。

### 1 防犯カメラの効果

防犯カメラは、犯人の検挙や犯罪の未然防止に一定の効果があると認められる。

民間施設等調査では、防犯カメラの画像から器物損壊の被疑者の特定、当て逃げ車両の特定などにより犯人検挙につながった例や、万引きの減少などの犯罪の防止に役立った例など大半の事業所から防犯の効果があるとの回答を得ており、このことから、防犯カメラは、犯人の検挙や犯罪防止に一定の効果があると認められる。

県政モニターのアンケートにおいても、9割以上が防犯カメラが犯罪防止に効果があるとの回答となっている。

なお、防犯カメラを設置することだけで犯罪の防止が図られるものではなく、パトロールや警備員の配置など防犯体制の整備等が重要であることに留意しなければならない。

## 2 防犯カメラの課題

防犯カメラの設置者には、プライバシーに配慮した防犯カメラの設置管理と厳正な画像の管理が求められている。

防犯カメラは、個人の画像を一方的に撮影するため、設置者が画像の厳正な管理やプライバシーへの配慮を怠ると、私生活がのぞき見されたり、個人の情報が不正に使用されるなどプライバシーを侵害する危険性がある。

県政モニターのアンケート結果でも、防犯カメラの設置に対する不安の要因として、画像の流出や目的外利用、さらには知らない間に記録されていることがあげられている。

県民の不安を解消するため、設置者には、プライバシーに配慮した防犯カメラの設置運用が求められている。

## 3 防犯カメラの設置運用に関する指針の必要性

防犯カメラの設置管理と厳正な画像の管理を図るため、県において防犯カメラの設置運用に関する指針を定め、これを防犯カメラの設置者に提供することで、県民の不安感を解消していくことが重要である。

プライバシーに配慮した防犯カメラの設置運用を図るためには、設置者が防犯カメラの設置管理と画像の管理に関する要領を定め、これに基づいて運用していくことが必要である。しかしながら、民間施設等調査によると、法令等で防犯カメラに関する規定がないこともあって、調査対象事業所の74%が要領を定めていなかった。また、市町村においても様々な目的でカメラが設置されているが、その大半で要領が定められていない。

したがって、県において、防犯カメラの設置運用に関する指針を定め、これを防犯カメラの設置者に提供することで、防犯カメラの適正な設置運用が図られ、県民の不安感を解消することができると考えられる。その結果、適正な防犯カメラの設置が促進され県民の安全の確保にも資することができると考えられる。

## 4 防犯カメラの設置運用に関する指針とその考え方

### (1) 指針の目的

この指針は、プライバシーに配慮した防犯カメラの適正な設置運用を促すことにより防犯カメラの設置の促進を図るものとする。

## (2) 防犯カメラの定義

この指針でいう防犯カメラとは、不特定又は多数の者が出入りする場所に、犯罪の防止を目的に設置された記録装置を備える画像撮影装置をいう。

(考え方)

この指針は、道路、公園、商店街、連絡通路などの公共的な場所や店舗等の不特定または多数の人が出入りする場所を撮影範囲とする防犯カメラを対象とする。

ただし、個人の生活空間は当該住民により管理されるもので、例えば、マンション等の集合住宅の共用部分に設置された防犯カメラはこの指針の対象としない。

また、事故防止や防災を主目的とするカメラであっても、例えば、すりや器物損壊等の犯罪を防止する目的を併せ持つ場合は指針の対象とする。

モニターによる監視のみで画像を記録として残さない場合は、画像の漏洩や目的外の利用の恐れがないことから、指針の対象としない。

## (3) 設置者の責務

防犯カメラの設置者は、県民のプライバシーに配慮した防犯カメラの設置運用に関する要領(以下「運用要領」という)を定め、これに基づき適正な管理に努めるものとする。

(考え方)

設置者は、施設の利用者等の状態を踏まえ、プライバシーに配慮して防犯カメラを設置するとともに、画像の目的外利用や流出の防止を図るため、防犯カメラの運用要領を定めることが妥当である。

また、この運用要領に基づき適正な管理が行われるよう、研修等を通じて関係職員に対して要領の内容の徹底やプライバシー保護に関する意識の向上を図ることが重要である。

## (4) 運用要領に定める内容

運用要領については、防犯カメラの設置による効果と個人のプライバシーの保護との調和を図る観点から以下の内容とした。

また、知事は、事業者が個人情報を取り扱う場合には、個人情報保護条例第46条の規定に基づく「事業者における個人情報の適正な取扱いに関する指導方針」(平成17年4月福岡県告示第711号)により指導することとされているため、この指導方針とも整合性を図った。

## ア 設置の目的

犯罪の防止等、カメラの設置目的を定めるものとする。

(考え方)

設置者は、防犯カメラの設置目的を明確に規定し、目的を逸脱して不正に利用することがないように関係職員に徹底する。

また、複数の設置目的がある場合はそのすべてを定めるものとする。

## イ 管理体制

設置者は、防犯カメラの適正な設置及び運用を図るため、管理責任者を指定するものとする。また、管理責任者は、自ら取扱ができない場合は機器の操作や画像の管理を行う操作取扱者を指定するものとする。

(考え方)

機器の管理や画像の管理を適正に行うためには、管理責任者を指定し責任を明確にすることが必要である。

また、管理責任者が自ら取扱ができない場合は、操作取扱者を指定し装置の操作や記録媒体にアクセスできる者を限定する必要がある。

## ウ 設置の場所等

防犯カメラは、防犯効果が高く、かつ不必要な画像が撮影されないように撮影範囲を設定することとし、設置場所及び設置台数を定めるものとする。

(考え方)

防犯効果とプライバシーの保護との調和を図り、画像の漏洩等のリスクを最小限にするため、不必要な画像が撮影されないよう撮影範囲を検討し、設置場所及び設置台数を定める。

## エ 設置の表示

原則として撮影対象区域内又はその付近の見やすい場所に防犯カメラを設置している旨の表示を行うものとする。また、設置者が明らかな場合を除き設置者名を表示するものとする。

(考え方)

撮影区域に立ち入ろうとする人にあらかじめ防犯カメラが設置されていることを周知するとともに、犯行を抑止する効果を高めるため防犯カメラの撮影区域であることを表示する必要がある。

## オ 画像の管理

画像の漏えい、滅失、き損等を防止するため、録画装置や録画媒体の保管場所への立入制限や施錠等の必要な措置を講ずるものとする。

(考え方)

個人を特定できる画像は個人情報であり、画像の流出等を防止するため録画装置や録画媒体は厳重に管理する必要がある。

録画装置や記録媒体がある場所には、管理責任者、操作取扱者及び管理責任者が許可した者以外は立ち入りができないように施錠等を施す必要がある。

## カ 画像の保存期間

保存期間は、利用目的に合わせて必要最小限の範囲内で期間を定めるものとし、期間を経過した画像は速やかに消去するものとする。

(考え方)

技術の革新とともに録画媒体の記憶容量が増大し、記録可能時間は飛躍的に増えている。画像の保存期間が伸びるほど、画像流出等のリスクが拡大することから、画像の保存は必要最小限の期間に止める必要がある。

## キ 記録媒体の処分

ハードディスク、ビデオテープ、DVD等の記録媒体を処分するときは、完全な消去又は破砕等により画像を読み取れないようにするものとする。

## ク 画像の提供

法令に基づく場合、人の生命、身体及び財産に対する差し迫った危険があり、緊急の必要がある場合及び捜査機関から犯罪捜査のため情報提供を求められた場合を除いて、画像を第三者に提供しないものとする。

(考え方)

画像の目的外利用を防止するため、原則として第三者に画像を提供しないものとする。ただし、客観的に妥当と認められる次の事項については提供できるものとする。

- ① 刑事訴訟法等の法令に基づく場合
- ② 人の生命、身体又は財産に対する差し迫った危険があり、緊急の必要性がある場合
- ③ 捜査機関から犯罪捜査のため情報提供を求められた場合

## ケ 苦情への対応

設置者及び管理責任者は、県民からの苦情や問い合わせに対し適切に対応するものとする。

### (考え方)

目的外利用や知らない間に撮られているといった県民の不安感を解消するため、設置者が県民からの防犯カメラの設置や管理に関する問い合わせ等に誠実に対応することが重要である。

## 防犯カメラ設置運用要領(参考例)

### 1 趣旨

この規定は、個人のプライバシーの保護に配慮しつつ、次項に定める設置目的を達成するため、〇〇〇〇が〇〇施設に設置する防犯カメラの設置及び運用に関し必要な事項を定めるものとし、もってその適正な設置運用を図るものとする。

### 2 設置目的

防犯カメラは、〇〇施設における犯罪防止や事故防止のために設置するものとする。

### 3 管理責任者等

- (1)防犯カメラの適正な設置運用を図るため、管理責任者を置くものとする。
- (2)管理責任者は、〇〇課長とする。
- (3)管理責任者が自ら取扱ができない場合は、管理責任者は操作取扱者を置くものとする。

### 4 設置の場所等

#### (1) 設置の場所及び設置台数

防犯カメラは、〇〇施設に別紙配置図のとおり設置する。

\*配置図には、カメラの設置箇所、撮影方向を表示

#### (2) 設置の表示

防犯カメラの撮影区域の見やすい位置に、「防犯カメラ設置中」(例)と記載した表示板を掲示する。

### 5 画像の管理

#### (1) 保管場所

録画装置の保管場所は、〇〇室とし、管理責任者が施錠を行うなどして、適切に管理するものとする。

#### (2) 保存期間

保存期間は、〇〇とする。ただし、特に必要があると認められる場合は、管理責任者は保存期間を延長することができる。管理責任者は保存期間を延長したときには、その理由を記録しておくものとする。

#### (3) 画像の消去

保存期間を経過した画像は、速やかに重ね取り等により確実に消去するものとする。記録された記録媒体を廃棄する場合は、完全に消去されたことを確認の上廃棄する。

## 6 画像の利用及び提供の制限

記録された画像は、設置目的以外の目的のために利用しないものとする。また、次の場合を除き第三者に提供しないものとする。

- (1) 法令に基づく場合
- (2) 人の生命、身体又は財産の保護のために必要がある場合
- (3) 捜査機関から犯罪捜査のため情報提供を求められた場合

## 7 苦情の処理

設置者及び管理責任者は、設置及び管理に関する苦情を受けたときは、誠実に対応するものとする。